

中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、人口減少が加速し、集落の小規模化・高齢化が進む中山間地域において、地域の将来を見据えた課題解決や地域活力の維持向上に向けて、中山間地域と都市部等がつながり、多様な主体が連携、協働して支え合える地域づくりを進めるため、「ひろしま里山・チーム500」(以下、「チーム500」という。)の登録者が関係人口と連携して地域の課題解決等を行う新たな取組の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則(昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

広島県中山間地域振興条例(平成25年10月施行)第2条に定める地域をいう。

(2) チーム500

中山間地域振興計画の柱である人づくりの着実な推進に向けて、地域と関わりを持ちながら様々な活動に取り組んでいる実践者がつながり、地域づくり活動の輪を更に広げていくための登録型人材プラットフォームをいう。

(3) 関係人口

市町又は市町内の一定の区域を単位として、その地域の活性化又は地域課題の解決に向けた活動に当該地域外から継続的に参画する者(団体等を含む。)をいう。

(4) 住民自治組織

一定の区域を単位として、その地域に住む住民相互の共助や地域課題に取り組むために組織された任意の団体及びその連合会等をいう。

(5) この要綱において「団体等」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人をいう。

ア 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。

ウ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。

エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

(補助金交付の対象等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる事業、補助採択基準、補助対象、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書 別記様式第2号

(2) 事業予算書 別記様式第3号

(3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の内容及び経費の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ別記様式第4号の変更承認申請書に次の書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けること。

ア 事業変更計画書 別記様式第5号

イ 事業変更予算書 別記様式第6号

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第7号の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 災害等により、補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第8号の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

(4) 交付決定を受けた者(補助対象者が「チーム500」の登録者の場合に限る。)が死亡したときは、速やかに法定相続人又は相続財産の管理人が別記様式第9号の死亡報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

2 前項第1号の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助対象事業において、当初の目的達成に支障のない細部について変更を行う場合

(2) 補助対象事業の補助金交付決定額について、20パーセント以内の減額を行う場合

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して14日以内とし、別記様式第10号の交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第7条 交付決定を受けた者(補助対象者が「チーム500」の登録者の場合に限る。)が死亡した場合において、補助事業の承継を希望する者は、別記様式第11号の地位の承継に係る承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けることで、補助金の交付を受ける地位を承継することができる。

(状況報告)

第8条 知事は必要に応じて、補助事業の実施状況等について、随時に報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第12号のとおりとし、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第12条の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施状況報告書 別記様式第13号

(2) 事業決算書 別記様式第14号

(3) 支出証拠書類及び事業の成果に関する書類など知事が必要と認めるもの

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第15号の補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者において、次に掲げる事項に該当する行為等があったときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 法令、本要綱又は知事の処分に違反したとき

(2) 本補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

- (3) 補助対象事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 交付決定後に生じた事情変更等により、補助事業の全部又は一部について実施する必要がなくなったとき
- (5) 交付決定を受けた者（補助対象者が「チーム 500」の登録者の場合に限る。）が死亡し、法定相続人又は相続財産の管理人等が引き継いで補助事業を実施することができなくなったとき
- (6) 補助事業完了前に、補助金交付の目的が達成できないことが客観的に明らかになったとき（帳簿等の保存期間）

第 12 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間（次条第 2 項に規定する財産がある場合にあっては、同条第 3 項に定める期間又は 5 年のいずれか長い期間）とする。

（財産の管理及び処分）

第 13 条 本補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第 22 条の規定により処分を制限する取得財産等は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第 16 号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第 22 条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。
- 4 本補助金により取得し、又は借用した土地または建物（付帯設備を含む。）については、第 1 項から第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「取得財産等」とあるのは、「土地または建物（付帯設備を含む。）」と、「取得価格又は効用の増加額」とあるのは、「取得価格及び効用の増加額の合計額」と、第 3 項の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間」とあるのは、「当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間」とする。

（雑則）

第 14 条 この交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金交付の対象となる事業	都市部等の関係人口と連携して、特定の住民自治組織の区域における地域課題の解決について、継続性をもって取り組む事業で、次に掲げる活動項目のいずれかに該当するもの（一過性の事業を除く。） （ア）道路の清掃、草刈り、側溝の清掃 （イ）農業基盤（農地、用水路、農作業道等）の維持 （ウ）農作業の支援 （エ）祭りやイベント、地域行事等の運営補助 （オ）伝統芸能のサポート （カ）植栽、下刈り等の森林保全活動 （キ）鳥獣害防除ネット設置等の鳥獣害対策活動 （ク）地域資源、遊休資産等の活用 （ケ）移住者確保 （コ）移動支援、見守り活動等 （サ）地域特産品の開発・PR活動 （シ）その他、地域課題の解決に資する活動
補助採択基準	次に掲げる条件をすべて充足すること （ア）事業実施について、特定の住民自治組織と連携すること （イ）事業実施する地域に関係する市町へ事業内容を事前に説明し、市町から事業の必要性等について理解が得られ、市町から事業協力等が受けられること （ウ）補助金交付年度に関係人口との連携による活動が行われること（補助金交付年度に具体的な連携による活動がなく、次年度以降に活動を計画するものを除く。）
補助対象	「チーム500」の登録者又は「チーム500」の登録者が所属する法人・団体
補助対象経費	事業実施に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、その他知事が特に必要と認めるもの ただし、備品購入費については、本事業に直接的に使用する目的によって購入された備品に係るものに限定する（他の目的や汎用性のある備品の購入は対象外とする。）
補助率	事業費（補助対象経費）の2／3以内
補助限度額	1件につき1,000千円

別記様式第 1 号

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
補助金交付申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事業の名称

- | | | |
|---|----------|---|
| 2 | 事業に要する経費 | 円 |
| | うち補助申請額 | 円 |

- 3 事業計画書・予算書
別記様式第2号及び別記様式第3号のとおり

- 4 その他
- ・（申請者が所属する団体がある場合）団体等の概要が分かる書類

事業計画書

1 事業の名称

2 実施地域

(注) 広島県中山間地域振興条例（平成25年10月施行）第2条の規定に定める中山間地域を記載すること。

3 事業概要

(1) 活動項目区分

① 該当する活動項目	② ①が（シ）の場合、その活動内容を簡潔に記載すること
※ 要綱別表（第3条関係）「補助金の交付の対象となる事業」の活動項目（ア）～（シ）のうち、該当する活動項目を選択して①欄に記載すること。	

(2) 事業内容

4 事業スケジュール

当年度	事業実施予定期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
翌年度 (計画)	
翌々年度 以降 (計画)	

5 事業効果

期待される 効果	
効果の 実証方法	

※ 地域外から事業に参加させる者の人数等を定量的効果として記載すること。

6 連携する住民自治組織名等

(1) 住民自治組織名

住民自治組織名	左記組織の事業担当者名

(2) 連携した住民自治組織との役割分担等の内容

区分	役割分担等の内容
住民自治組織	
「チーム 500」	

7 関係市町による事業協力等

区分	内 容 等
関係市町名 事業担当課 (担当者名)	
市町による事業協力の 内容等	

別記様式第3号

事業予算書

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

(注)「区分」の欄には、講師等謝金、旅費、印刷製本費、委託料、備品購入費などを記載すること。

「備考」の欄には、収入及び支出毎の概要（収入：補助金、支出：講師謝金など）を記載すること。

金額の根拠となる書類（カタログ、見積書等）を添付すること。

別記様式第4号

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
変更承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの交付対象事業を
変更したいので、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱第
5条第1項第1号の規定により申請します。

(別記様式第5号及び別記様式第6号を作成し提出すること。)

事業変更計画書

1 事業変更の理由

2 事業変更の内容

3 事業変更後のスケジュール

当年度	事業実施予定期間 変更前：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 変更後：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
翌年度 (計画)	
翌々年度 以降 (計画)	

事業変更予算書

○変更前

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

○変更後

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

(注)「区分」の欄には、講師等謝金、旅費、印刷製本費、委託料、備品購入費などを記載すること。

「備考」の欄には、収入及び支出毎の概要（収入：補助金、支出：講師謝金など）を記載すること。

金額の根拠となる書類（カタログ、見積書等）を添付すること。

別記様式第7号

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた交付対象事業を中止
（廃止）したいので、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要
綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

- ・ 事業の中止（廃止）の理由

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
事故報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの交付対象事業について事故があったので、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱第5条第1項第3号の規定により報告します。

- 1 事故の内容及び原因
- 2 事業の進捗状況
- 3 事故のあった事業に要した経費
- 4 事故に対する措置及び対応

(注) 事故の理由を証する書類等を添付すること。

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
死亡報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

【届出人】

住 所 〒

氏 名

(死亡した者との関係 :)

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの交付対象事業について申請者が 月 日に死亡したので、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱第5条第1項第4号の規定により報告します。

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
交付申請取下届出書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた交付対象事業を取り
下げたいので、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱第 6
条の規定により承認を申請します。

- ・ 取下げの理由

地位の承継に係る承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

【届出人】

住 所 〒

氏 名

(死亡した者との関係 :)

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの交付対象事業について、 月 日に死亡した申請者の地位を承継し、この事業を実施したいので、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により承認を申請します。

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
完了（実績）報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた交付対象事業が完了したので、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により実績を報告します。

- 1 事業の名称

- | | |
|------------|---|
| 2 事業に要した経費 | 円 |
| うち補助申請額 | 円 |

- 3 事業結果報告書
別紙のとおり

- ## 4 その他

(注) 活動記録(活動内容が分かる資料、写真、ポスター、チラシ、リーフレット等)を添付してください。

事業実施状況報告書

1 事業の名称

2 実施地域

(注) 広島県中山間地域振興条例（平成 25 年 10 月施行）第 2 条の規定に定める中山間地域を記載すること。

3 事業概要

(1) 活動項目区分

① 該当する活動項目	② ①が（シ）の場合、その活動内容を簡潔に記載すること
※ 要綱別表（第 3 条関係）「補助金の交付の対象となる事業」の活動項目（ア）～（シ）のうち、該当する活動項目を選択して①欄に記載すること。	

(2) 事業内容

4 事業実績（活動経過）

4 当年度	事業実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
翌年度 (計画)	
翌々年度 以降 (計画)	

5 事業効果

現時点 における 効果	
今後 見込まれる 効果	

※ 地域外から事業に参加した者の人数等を定量的効果として記載すること。

6 連携した住民自治組織との役割分担等の内容(実績)

区分	役割分担等の内容
住民自治組織	
「チーム 500」	

7 関係市町による事業協力等

区分	内 容 等
市町による事業協力の 内容等	

事業決算書

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

(注)「区分」の欄には、講師等謝金、旅費、印刷製本費、委託料、備品購入費などを記載すること。

「備考」の欄には、収入及び支出毎の概要（収入：実行委員会補助金、支出：講師謝金など）を記載すること。

金額の根拠となる領収書を添付すること。

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
補助金精算払請求書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】
住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :
 E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた交付対象事業について、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 交 付 決 定 額 金 _____ 円

2 請 求 額 金 _____ 円

3 振込先

銀行名	支店名	口座 種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義
		普通 ・ 当座		

令和 年度 中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業
財産処分承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年度中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金に係る財産
処分の承認を受けたいので、中山間地域と都市部等のつながりづくり活動実践者支援事業補助金
交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1 品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処分の方法

4 処分の理由